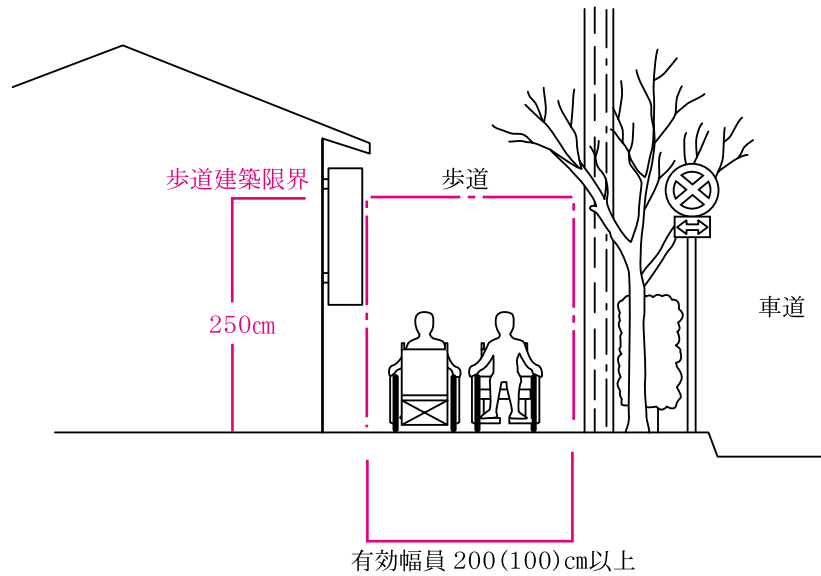


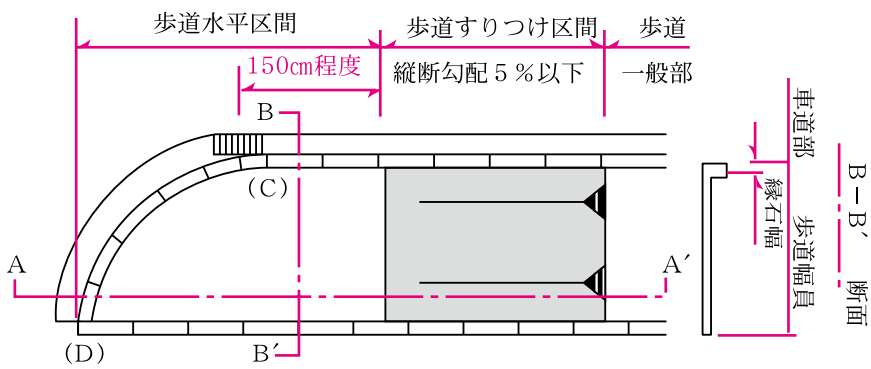
# 1 / 歩道

項目	整備基準	望ましい基準	
分離		◎ 歩行者の安全性を確保するため、可能な限り歩車道は分離すること。（車両がほとんど通行しないか、又わずかな走行で、かつその走行速度が遅い道路などで、他に安全対策が施されている場合を除く。）	
歩道	<p>◆ 歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>① 縁石、植樹帯、防護柵等で区画すること。縁石は車道等に対し、高さは15センチメートルを標準とすること。歩道は、セミフラット形式を採用することを基本とする。</p> <p>② 有効幅員は、200センチメートル以上（やむを得ない場合においては、100センチメートル以上）とすること。</p>	<p>◀ 歩行者の交通量が多い道路の有効幅員は、350センチメートル以上とすること。その他の道路の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。自転車歩行者道においては、歩行者の交通量が多い道路の有効幅員は、400センチメートル以上とすること。その他の道路の有効幅員は、300センチメートル以上とすること。</p> <p>◎ 歩道については、横断勾配は1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）とすること。</p> <p>◀ 5パーセント以下とすること。</p> <p>◎ 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中で150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>◎ 有効幅員をできるだけ広く確保するため、標識柱、電柱などの整理統合に努めること。</p> <p>◎ 車乗り入れ部の切り下げは、植樹帯のない歩道では、特殊街渠ブロックを使用し、植樹帯のある歩道では、植樹帯の幅で切り下げる等、歩道の平坦性の確保に努めること。</p> <p>◎ 歩行者が多い歩道には、ベンチ等の休憩用の設備を適当な間隔で設けること。</p>	
	区画		
	幅員		
	横断勾配		③ 横断勾配は、2パーセント以下（やむを得ない場合においては、4パーセント以下）とすること。
	縦断勾配		④ 縦断勾配は、5パーセント以下（やむを得ない場合は、8パーセント以下）とすること。
	水平部分		
	仕上げ		⑤ 表面は舗装等を施し、滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。
	障害物		
	車乗入部		⑥ 歩行者の通行に支障とならないよう歩行幅、横断勾配に留意すること。
	排水溝等		⑦ 路面に排水溝・マンホール蓋等を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。
休憩設備			

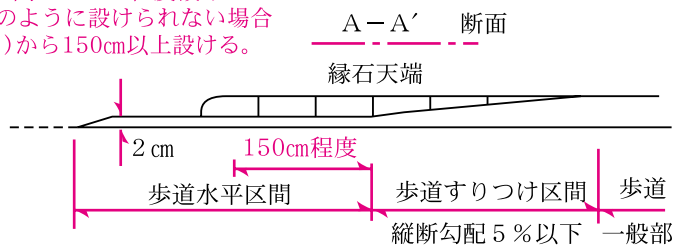
## 有効幅員の確保



## 切り下げ部の整備例

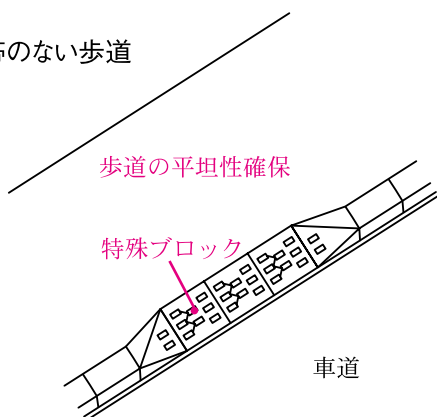


歩道水平区間については、巻込始点(C)からすりつけ区間との間に150cm程度設けることが望ましい。このように設けられない場合には、巻込終点(D)から150cm以上設ける。

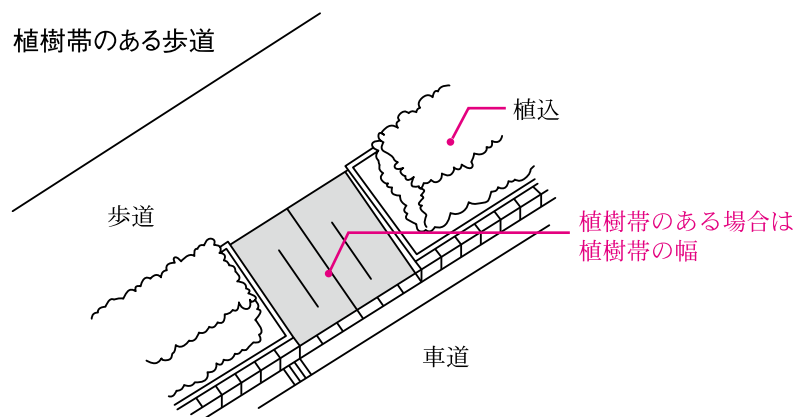


## 車乗り入れ部の整備例

植樹帯のない歩道



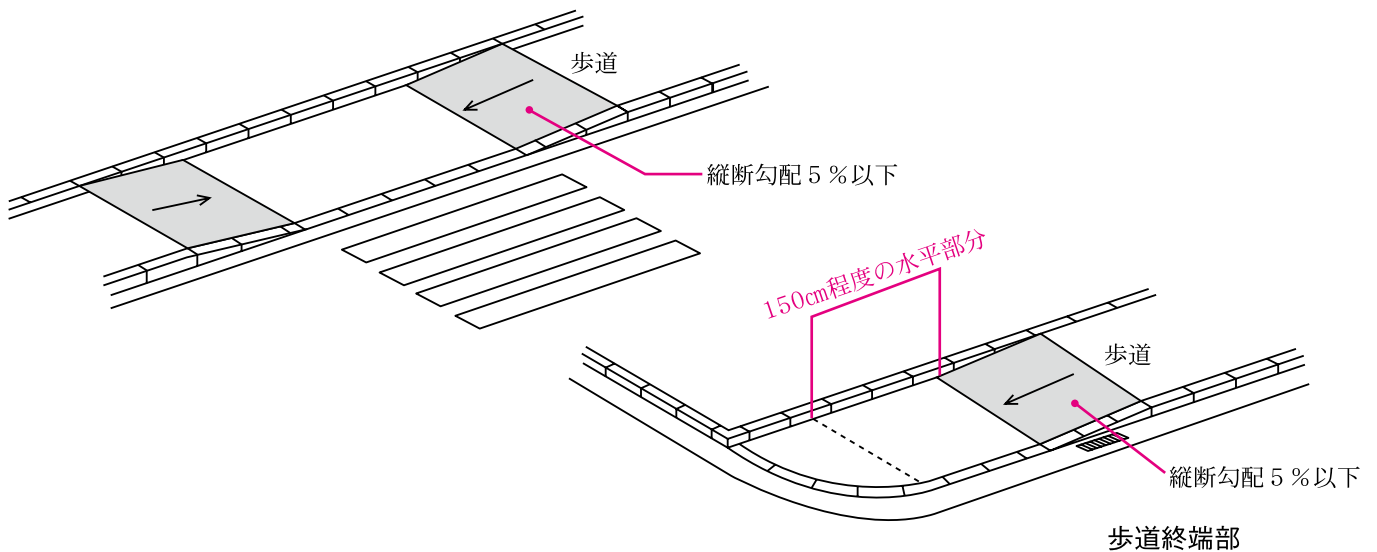
植樹帯のある歩道



(1. 歩道)

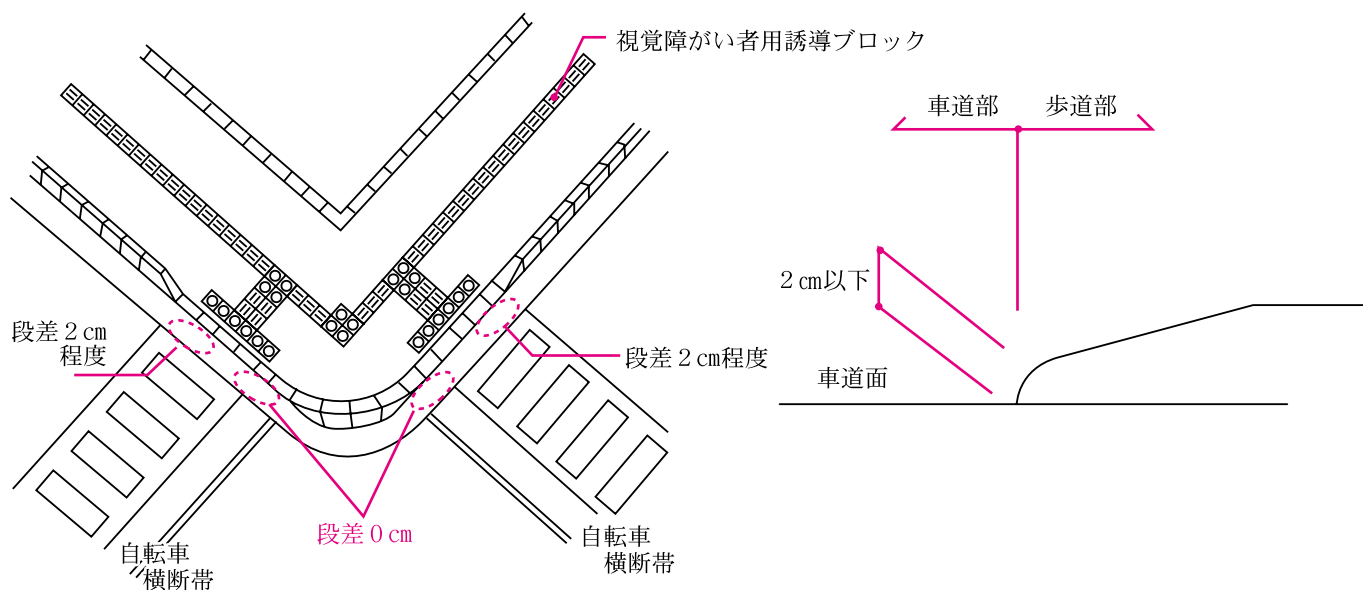
項目	整備基準	望ましい基準
交差点 切り下げ 勾配 勾配方向 境界 排水 水平部分 信号機	② 交差点部分は、次に定める構造とすること。	
	① 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は、歩道を切り下げること。	
	② 切り下げの場合のすりつけ勾配は、5パーセント以下（やむを得ない場合は、8パーセント以下）とすること。	◀ 5パーセント以下とすること。 ◎ 切り下げによって生じる勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。
	③ 巻き込み部分及び横断歩道と接する歩道と車道の境界部分は縁石で区画することとし、歩行者が通行する部分の段差は2センチメートルを標準とする。	◎ 巻き込み部分は必要に応じ防護柵等で区画すること。
	④ 横断歩道周辺部の排水柵は、歩道と車道の境界部分に水が溜まらないよう、設置位置、周辺の勾配に配慮すること。	
	◎ 信号待ちなどのために車いす使用者が停止できるよう、切り下げた部分に150センチメートル程度の水平部分を設けること。 ◎ 押しボタン信号機を設置する場合は、車いす使用者が停止できるよう、ボタンの周辺に150センチメートル程度の水平部分を設ける。また、ボタンの高さは100センチメートル程度とすること。 ◎ 駅、官公庁舎、福祉施設等視覚障がい者の通行が多い交差点には、音響式信号機を設置すること。	

段差の切り下げ

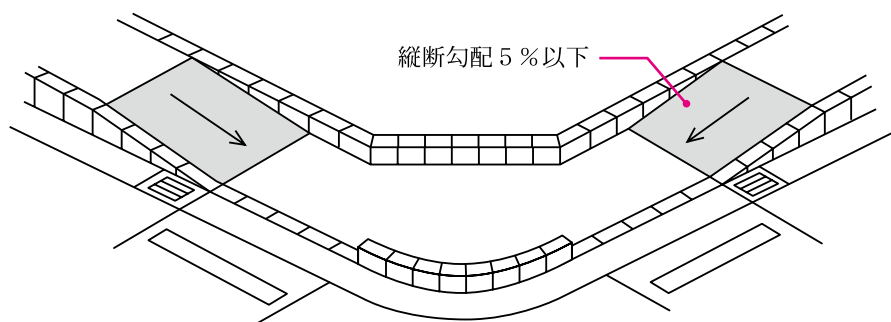


## 交差点の切り下げの例

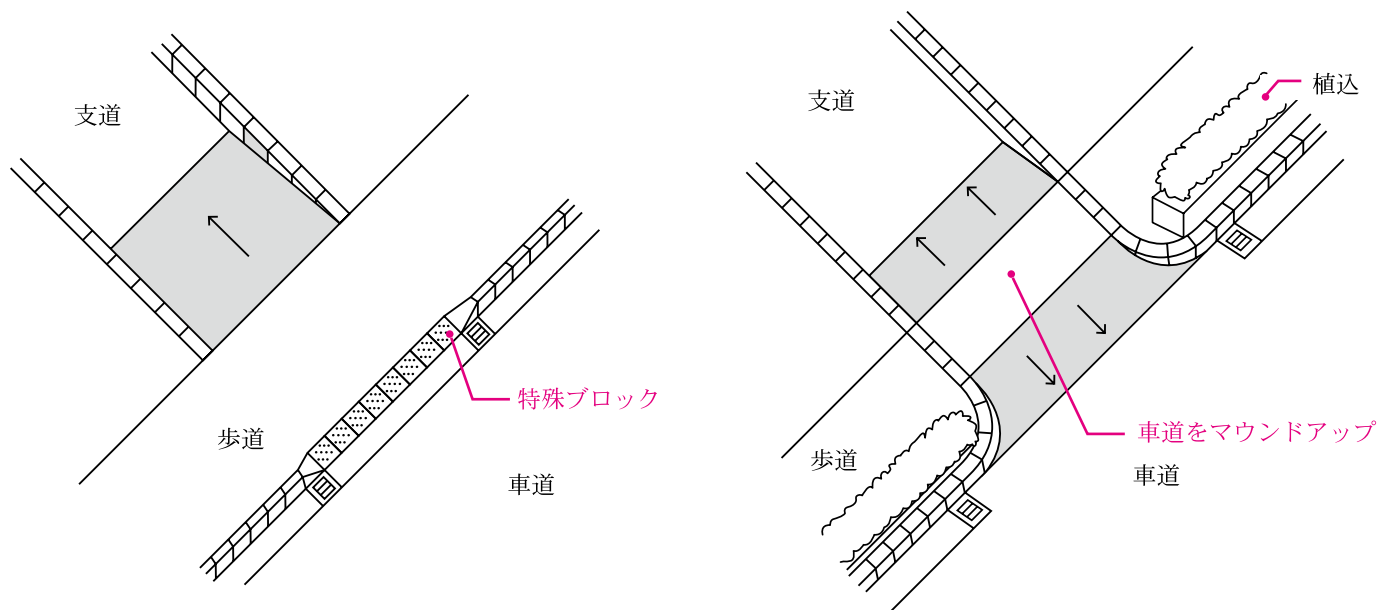
歩道幅員5m以上の場合



歩道幅員 5 m 未満の場合



## 支道と交差する場合の整備例(交通量の少ない場合)



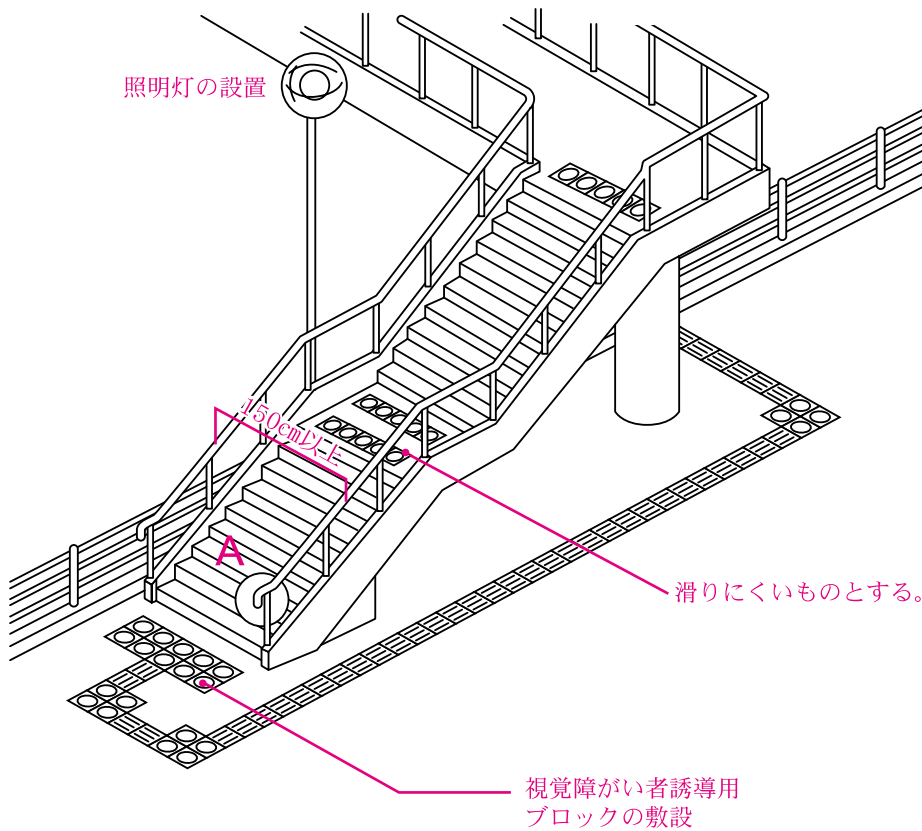
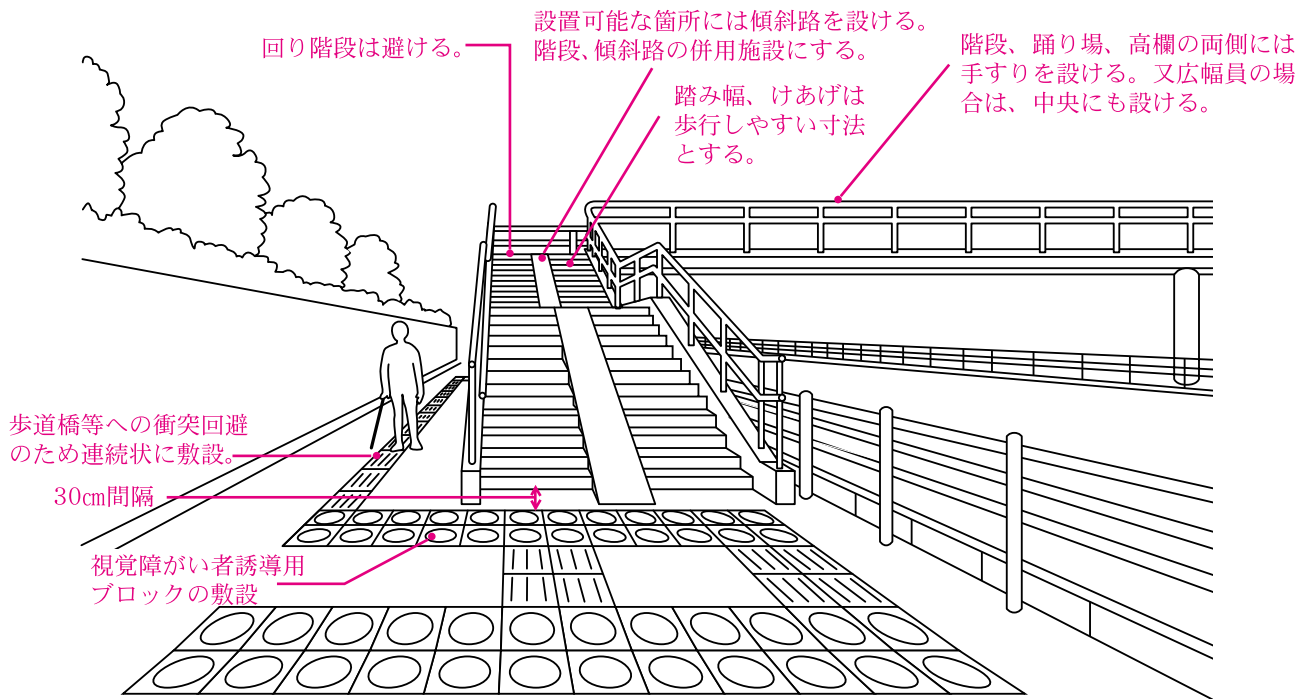
## 2 / 横断歩道橋

項目	整備基準	望ましい基準
横断歩道橋 幅員 路面 手すり 回り段 注意喚起用材 照明 傾斜路 エレベーター	<p>◆横断歩道橋を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 有効幅員は、通路は200センチメートル以上、階段は150センチメートル以上とすること。</li> <li>② 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>③ 階段、踊り場及び傾斜路には、両側に手すりを設けること。</li> <li>④ 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</li> <li>⑤ 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接するその踊り場、横断歩道橋並びに歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用材を敷設すること。</li> <li>⑥ 光源が蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプの照明設備を設け、床面において 20 ルクス以上の照度を確保すること。</li> <li>⑦ 有効幅員は200センチメートル(やむを得ない場合は100センチメートル以上)とすること。縦断勾配は5パーセント以下(やむを得ない場合は8パーセント以下)とすること。横断勾配は設けないこと。</li> <li>⑧ 横断歩道橋においてエレベーターを設置する場合には、建築物の 4 に定める構造のエレベーターを設置すること。</li> </ol>	

## 3 / 地下横断歩道

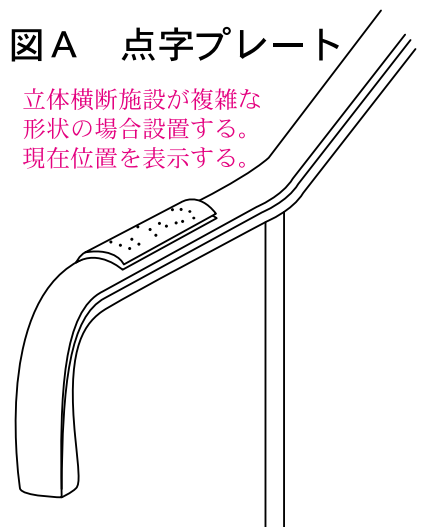
項目	整備基準	望ましい基準
地下横断歩道 幅員 路面 手すり 注意喚起用材 照明 仕上げ 傾斜路 エレベーター	<p>◆地下横断歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 有効幅員は、通路は200センチメートル以上、階段は150センチメートル以上とすること。</li> <li>② 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>③ 階段、踊り場及び傾斜路には、両側に手すりを設けること。</li> <li>④ 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接するその踊り場、地下横断歩道並びに歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用材を敷設すること。</li> <li>⑤ 光源が蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプの照明設備を設け、出入口(入口から出口が見通せないものに限る。)の床面において 100 ルクス以上、階段及び通路の床面において 50 ルクス以上の照度を確保すること。</li> <li>⑥ 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。</li> <li>⑦ 有効幅員は200センチメートル(やむを得ない場合は100センチメートル以上)とすること。縦断勾配は5パーセント以下(やむを得ない場合は8パーセント以下)とすること。横断勾配は設けないこと。</li> <li>⑧ 地下横断歩道においてエレベーターを設置する場合には、建築物の 4 に定める構造のエレベーターを設置すること。</li> </ol>	

# 立体横断施設の整備例



図A 点字プレート

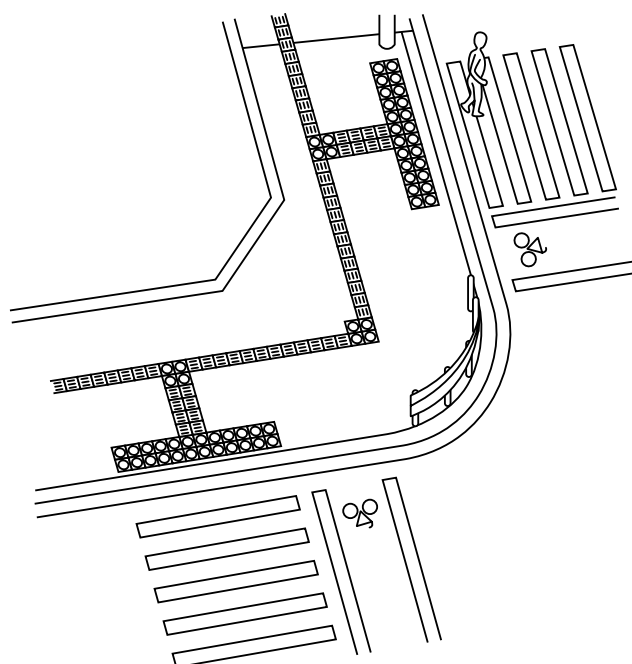
立体横断施設が複雑な形状の場合設置する。現在位置を表示する。



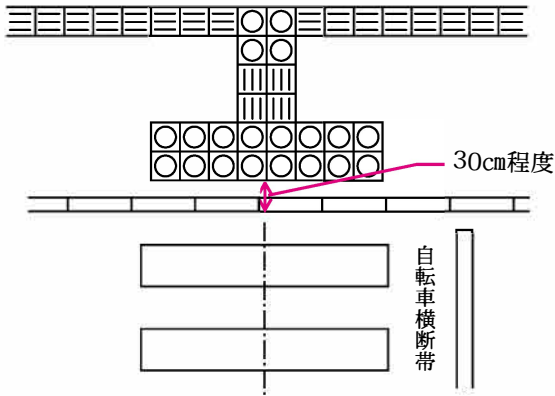
## 4 / 視覚障がい者誘導用ブロック

項目	整備基準	望ましい基準
視覚障がい者誘導用ブロック	<p>① 視覚障がい者の歩行が多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道及び視覚障がい者用音響式信号機が設けられている横断歩道に接する歩道には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを設置すること。</p>	
	<p>② 視覚障がい者誘導用ブロックを設置する場合には、次に定める仕様とすること。</p>	
	<p>③ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。</p>	
	<p>④ 色彩は、原則として黄色とし、周辺の路面との輝度比を大きくすること。</p>	
設置位置	<p>⑤ 視覚障がい者誘導ブロックの始点及び終点は、歩行方向に原則として約60センチメートルの幅で設置する。また、継続的直線歩行の案内を行う場合は、歩行方向に原則として約30センチメートルの幅で設置すること。</p>	<p>◎ 線状ブロックは、歩道の幅員が350センチメートル以上の場合には民地側より概ね100センチメートル離し、350センチメートル以下の場合には60センチメートル離して設置すること。</p>
障害物		<p>◎ 視覚障がい者誘導ブロック上及びその周囲には、通行に障害となる構造物等を設置しないこと。</p>

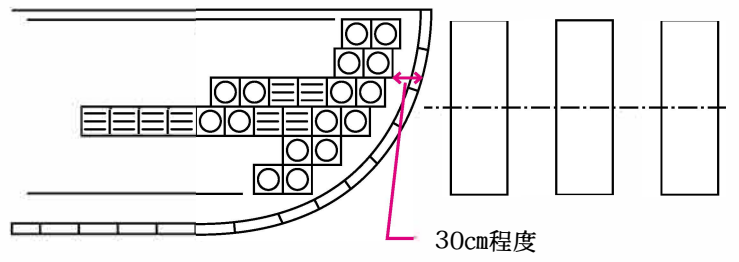
歩道の整備例



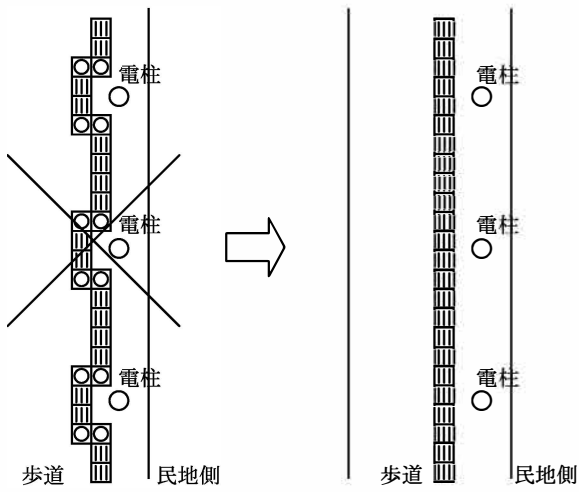
自転車横断帯がある場合



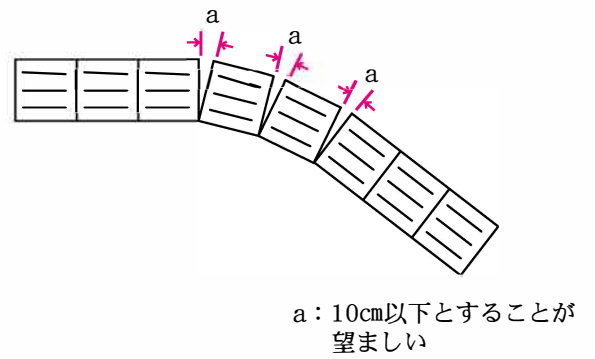
歩道巻込部の設置例



改善イメージ



屈折部の設置例



バス停部の設置例

